一人ひとり一つひとつを 大切に。

MSIG
三井住友海上

改　定	2008.7

一般自動車総合保険

一般用

安心のゴールキーパーでありたい。

GK

クルマの保険

運転は楽しいけれど、リスクもある。
だからこそ保険はドライバーを
しっかり守るパートナーでありたい。
GK クルマの保険。
シンプルで
わかりやすさに徹して新登場。

さあ来い!リスク。

I・ストップキャンペーン実施中

しっかり止まって、はっきり確認

三井住友海上は「I（アイ）・ストップキャンペーン」を推進しております。一時停止・確認の徹底により、事故原因の多くを占める「安全不確認」「脇見運転」を防止することができます。

「GK クルマの保険・一般用」は、お客さま一人ひとりの声から生まれた自動車保険です。

●わかりやすく選びやすい自動車保険にしました。

・リスクに対応した「3つのプラン」と
カーライフに合わせてお選びいただける
「MYオプション」をご用意しました。 → P04

●安全運転をつづけている方へ保険料メリットをご提供します。

・「長期優良割引」の対象となる
ご契約を拡大しました。
年令条件が「年令を問わず補償」
「21才以上補償」のご契約も対象となります。
また、より長く無事故を
続けていらっしゃるお客さまに、
新たに「3%プラス割引」を
ご提供します。 → P23

●万一の事故やトラブルのときも、ご安心いただけるようアフターフォローを充実しました。

・「おクルマQQ隊」の
対象となるご契約の範囲を拡大しました。
ご契約のお車が
自家用8車種の場合に
ご利用いただけます。 → P21

CONTENTS

「GK クルマの保険・一般用」について、順を追ってご説明いたします。

ご契約いただくとき

パンフレットをご覧いただき、
補償内容を
ご理解いただいたうえで、
お申込みください。

ご契約の期間中

P28,30

万一の
事故のとき　P28

ご契約内容が
変更になったとき
など　P30

ご契約が満期を迎えるとき

裏表紙

満期を迎えるときは
当社または取扱代理店から
ご案内します。

お届けする満期のご案内では、商品案内やおすすめプラン、重要な事項などをわかりやすくご説明します。
早めのお手続きをお願いします。

パンフレットの上部に
ナビゲーションを
表示していますので、
ご利用ください。

補償・サービスのご説明

P03～05　リスクに合わせて **3つのプラン**からご希望のプランをお選びください。

chapter 1　P07　**相手への賠償**について ご説明します。

chapter 2　P09　**おケガの補償**について ご説明します。

chapter 3　P13　**お車の補償**について ご説明します。

chapter 4　P15　**MYオプション**について ご説明します。

chapter 5　P19　**その他の特約**と 安全運転がおトクにつながる **もどリッチ**についてご説明します。

chapter 6　P21　**おクルマQQ隊**について ご説明します。

保険料・お手続き等のご説明

chapter 7　P22　**保険料の決まり方・保険料の払込方法など**を ご説明します。

chapter 8　P25　**ご契約時の確認事項**を ご説明します。

ご契約の対象となるご契約者

所有・使用する自動車のうち、自動車保険（自動車共済を除きます。）をご契約されている合計台数が9台以下のご契約者

ご契約の対象となる自動車

すべての用途車種のお車

あなたのカーライフは、こんなリスクに取り巻かれています。

もしも、事故が起きたら…

事故の相手に迷惑をかけるリスク

相手にケガをさせてしまい、
治療費や慰謝料が必要になる。

渋滞で停止中のトラックに追突。
トラックの修理費だけじゃなく、
積荷の弁償費用も必要なんて。

ぶつかって壊した車の
修理費が時価額より高い！

自分や同乗者がケガをするリスク

自分がケガをしてしまい、入院。
仕事にも行けません。

入院や通院をしたら、
当座の費用が
何かとかかります。

入院して、
他の人と同じ部屋だと
ゆっくりできません。

無保険車

事故の相手が、
保険に入ってないことも
あるのかなぁ？

自分の車が壊れるリスク

自分の車の
修理費もかかります。

修理できないほど壊れました。
買い替えると、登録費用なども
かかります。

その他のリスク

相手が100%悪いのに、
交渉が難航。
弁護士に相談したい。

RENTAL

車を修理する間、
代わりの車がないと
通勤できません。

私が入院したら、
家事は誰がするの？

「GK クルマの保険・一般用」3つのプラン

	基本プラン 基本のリスクを補償します。	標準プラン 多くのお客さまにお選びいただいています。	充実プラン 充実の補償でよりご安心いただけます。
相手への賠償	対人賠償保険 対物賠償保険 対物超過修理費用特約	対人賠償保険 対物賠償保険 対物超過修理費用特約	対人賠償保険 対物賠償保険 対物超過修理費用特約
おケガの補償	人身傷害保険 無保険車傷害保険 搭乗者傷害（入通院/部位・症状別）特約 搭乗者傷害（入通院/部位・症状別）倍額払特約 差額ベッド費用特約	人身傷害保険 無保険車傷害保険 搭乗者傷害（入通院/部位・症状別）特約 搭乗者傷害（入通院/部位・症状別）倍額払特約 差額ベッド費用特約	人身傷害保険 無保険車傷害保険 搭乗者傷害（入通院/部位・症状別）特約 搭乗者傷害（入通院/部位・症状別）倍額払特約 差額ベッド費用特約
お車の補償	車両保険 全損時諸費用特約 全損時諸費用倍額払特約 車両保険無過失事故特約	車両保険 全損時諸費用特約 全損時諸費用倍額払特約 車両保険無過失事故特約	車両保険 全損時諸費用特約 全損時諸費用倍額払特約 車両保険無過失事故特約
	車両基本プラン	車両標準プラン	車両充実プラン

●プランは、「相手への賠償」「おケガの補償」「お車の補償」の3つの組み合わせ、または、「相手への賠償」「おケガの補償」の2つの組み合わせが可能です。
また、[ ] で囲まれた特約は、条件に従って任意にセットでき、例えば、標準プランに差額ベッド費用特約をセットすることもできます。
●プラン以外でご契約いただく場合は、対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険のいずれかは必ずセットいただきますが、その他の補償・特約は条件に従って任意にセットできます。

さらに、カーライフに合わせてお選びいただける「MYオプション」もご用意しました。

MYオプション

- 自動車事故弁護士費用特約
- 弁護士費用特約
- 代車費用特約
- 運搬・搬送・引取費用特約
- 新車特約
- 車両超過修理費用特約
- 日常生活賠償特約
- 車内手荷物等損害特約
- ホームヘルパー費用特約
- ファミリーバイク特約

「GK クルマの保険・一般用」では、

リスクを整理し、対応した3つのプランをご用意しました。

選びやすい3つのプランと、カーライフに合わせてお選びいただける「MYオプション」で、お客さまにぴったりの自動車保険が作れます。

リスクと補償の関係

リスクの大きさ

	基本プラン 基本のリスクを補償します。	標準プラン 多くのお客さまにお選びいただいています。	充実プラン 充実の補償でよりご安心いただけます。
相手への賠償のリスク	相手の治療費や慰謝料がかかる。→ 対人賠償保険 相手の車などの修理費や積荷の弁償費用がかかる。→ 対物賠償保険	相手の車の修理費が時価額より高いときに。→ 対物超過修理費用特約	
おケガのリスク	治療費がかかる。働けない間の収入がなくなる。→ 人身傷害保険 相手が保険に入っていないときに、十分に補償してもらえない。→ 無保険車傷害保険	入院や通院の費用がすぐに必要になる。→ 搭乗者傷害（入通院/部位・症状別）特約	入院や通院の当座の費用をもっと手厚く。→ 搭乗者傷害（入通院/部位・症状別）倍額払特約 他の人と同じ部屋から静かな個室に移りたい。→ 差額ベッド費用特約
お車のリスク	自分の車の修理費が必要。→ 車両保険	車が全損。買い替えるときに費用がかかる。→ 全損時諸費用特約	車が全損。買替費用などをもっと手厚く。→ 全損時諸費用倍額払特約 一方的に追突された。車両保険を使うと、等級がダウンする。→ 車両保険無過失事故特約

＋

カーライフによって異なるその他のリスク

MYオプション

- 弁護士に相談する費用がかかる。→ 自動車事故弁護士費用特約
- 車両修理時にレンタカーの費用がかかる。→ 代車費用特約
- ホームヘルパーをたのむ費用がかかる。→ ホームヘルパー費用特約

など

自動車の事故にかかわる
さまざまなリスクに備えていただくため、

三井住友海上は、
自動車保険をわかりやすくしました。
その答えがこちらです！

ここを開いて
ご覧ください。

パンフレットの使い方

このパンフレットをご覧になるときは、
両側の扉ページを**開いたままでご覧ください。**

P04
3つのプラン

P07〜P28

P29
用語と費用のご説明

「3つのプラン」は、chapter1〜chapter4と連動していますので、開いたままご覧ください。

その際、「用語と費用のご説明」も、開いたままご覧いただくと、補償内容をわかりやすくご理解いただけます。

chapter 1 相手への賠償

もしも、事故を起こして相手の方に迷惑をかけてしまったら
GK クルマの保険・一般用ではこのように補償します。

基本 | 標準 | 充実

対人賠償保険

ケガをさせてしまった場合に、相手の方の治療費や慰謝料、
働けない間の収入などを補償します。

基本 | 標準 | 充実

対物賠償保険

相手の方の車や電柱、塀などに損害を与えてしまった場合に、
修理費などを補償します。

~~基本~~ | 標準 | 充実

対物超過修理費用特約

相手の方の車の修理費が時価額を上回り、
対物賠償保険で十分に補償できない場合にお役に立ちます。

さらに

めんどうな示談交渉はお任せいただけます。

示談交渉サービス

対人・対物事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、
被保険者のお申出により、当社は被保険者のために示談交渉をお引き受けします。

※詳しくはP28をご覧ください。

万一のとき、
十分な賠償ができるよう、
対人・対物賠償保険の
保険金額は**無制限**を
おすすめします。

対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険のいずれか1つは必ずセットいただきますが、対物超過修理費用特約は条件に従って任意にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

対人賠償保険

対人賠償保険金

ご契約のお車を運転中等の事故により他人にケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。
また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

- **損害防止軽減費用**
- **権利保全行使費用**
- **緊急措置費用**
- **示談交渉費用**
- **争訟費用**

対物賠償保険

対物賠償保険金

ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。なお、免責金額を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。
また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

- **損害防止軽減費用**
- **権利保全行使費用**
- **緊急措置費用**
- **落下物取片づけ費用**
- **示談交渉費用**
- **争訟費用**

対物超過修理費用特約

対物超過修理費用保険金

対物賠償保険付契約にセットできます。

対物賠償保険金をお支払いする事故による相手自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を実際に負担した場合に、「差額×過失割合」（50万円限度）を限度に対物超過修理費用保険金をお支払いします。ただし、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理された場合に限ります。

被保険者

対人賠償保険

次のいずれかに該当する方をいいます。

- 記名被保険者
- ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかの方
  ・記名被保険者の配偶者　・記名被保険者またはその配偶者の同居の親族　・記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま
- 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方（注1）
- 記名被保険者の使用者（注2）

（注1）業務として受託したご契約のお車を使用または管理している自動車取扱業の方を除きます。
（注2）記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。

対物賠償保険

対人賠償保険と同じです。

対物超過修理費用特約

対物賠償保険と同じです。

保険金をお支払いしない主な場合

対人賠償保険

- ご契約者、被保険者の故意によって生じた損害
- 戦争・外国の武力行使・暴動、地震・噴火またはこれらによる津波、台風・こう水・高潮、核燃料物質等によって生じた損害
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うことによって生じた損害
- 次のいずれかに該当する方がケガをしたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害
  ・記名被保険者　・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま　・被保険者の父母、配偶者またはお子さま
  ・被保険者の業務に従事中の従業員
  ・被保険者の使用者の業務に従事中の同僚（被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります）（注）

（注）ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者同僚災害特約により補償されます。

対物賠償保険

- ご契約者、被保険者の故意によって生じた損害
- 戦争・外国の武力行使・暴動、地震・噴火またはこれらによる津波、台風・こう水・高潮、核燃料物質等によって生じた損害
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うことによって生じた損害
- 次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害
  ・記名被保険者
  ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま
  ・被保険者またはその父母、配偶者もしくはお子さま

対物超過修理費用特約

対物賠償保険と同じです。

お支払いする保険金は保険金額を限度とします。保険金額の設定方法はP27をご覧ください。
補償については、運転者家族限定特約や運転者年令条件特約などの特約によって限定される場合があります。

chapter 2 おケガの補償①

もしも、事故によってケガをしてしまったら
GK クルマの保険・一般用ではこのように補償します。

人身傷害保険

事故でケガをされた場合に、治療費はもちろん、働けない間の収入や精神的損害などを補償します。

基本 | 標準 | 充実

ご契約タイプをお選びいただきます。
自動車事故特約をセットすると、ご契約のお車の事故だけでなく、ご家族が歩行中に自動車にはねられケガをした場合なども補償します。

○:お支払いします　×:お支払いしません

事故の種類	ご契約のお車の事故	自動車事故
事故例 / ご契約タイプ	ご契約のお車が衝突してケガをした	歩行中に自動車にはねられケガをした
自動車事故特約をセットする場合	○	○
上記以外	○	×

対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険のいずれか1つは必ずセットいただきますが、人身傷害保険は条件に従って任意にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

人身傷害保険

人身傷害保険金

無保険車傷害保険とあわせてセットいただきます。

ご契約のお車に搭乗中等の事故によりケガをした場合に、損害(注1)について、被保険者1名につきそれぞれ保険金額を限度に人身傷害保険金をお支払いします(注2)(注3)。保険金のお支払い方法は、次のいずれかをお選びいただきます。(注4)

①先払い	損害について、被保険者の過失分を含めて相手の方からの賠償に先行してお支払いする方法
②後払い	損害について、相手の方からの賠償の後、その賠償額を差し引いてお支払いする方法
③自己過失分払い	損害について、被保険者の過失分のみをお支払いする方法

また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。
- **損害防止軽減費用**
- **権利保全行使費用**

(注1) 損害とは治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等をいいます。また損害額は、約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。
(注2) 労働者災害補償制度等による給付が支払われる場合は、原則としてその額を差し引いて保険金をお支払いします。
(注3) ケガの治療を受ける場合には、健康保険などの公的制度をご利用ください。
(注4) ①、②の方法により保険金をお支払いする場合は、当社はお支払いした保険金を限度に、被保険者または保険金請求権者の権利を害さない範囲内でその損害賠償請求権を取得します。

〈自動車事故特約をセットする場合〉

記名被保険者が個人の場合にセットできます。

人身傷害保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、自動車事故(注1)によりケガをした場合にも、人身傷害保険金をお支払いします。(注2)

(注1) ご契約のお車以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。
(注2) ご契約のお車以外で「記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するお車」にもセットした場合は、補償の重複が生じますので、補償内容をご確認ください。(例えば、お車を2台所有し、ご夫婦で運転される場合、いずれか1台にセットすることで、ご夫婦ともに補償の対象となります。)

人身傷害保険の補償の対象となる事故の範囲を限定する特約もご用意しています。
→傷害危険限定(自損傷害・無保険車傷害)特約　詳しくはP19をご覧ください。
※この特約をセットした場合、3つのプラン(P04)以外でのご契約になります。

被保険者

人身傷害保険

次のいずれかに該当する方(注1)をいいます。
- ご契約のお車の保有者(注2)
- ご契約のお車の運転者(注3)
- 上記以外でご契約のお車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の方

〈自動車事故特約をセットする場合〉
- 記名被保険者
- 記名被保険者の配偶者
- 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま
- 上記のいずれかの方が運転中(注4)のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の方

(注1) 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方、および業務として自動車を受託している自動車取扱業の方を除きます。
(注2) ご契約のお車を所有する方のほか、ご契約のお車を使用する権利を持つ方で自己のためにご契約のお車を運行の用に供する方(ご契約のお車を借りている方など)をいいます。
(注3) 他人のためにご契約のお車を運転またはその補助に従事する方(会社の業務のためにご契約のお車を運転する方や運転助手の方など)をいいます。
(注4) 駐車中または停車中を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

人身傷害保険

- 戦争・外国の武力行使・暴動、地震・噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害
- 被保険者の故意または極めて重大な過失によってその本人に生じたケガによる損害
- 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたケガによる損害
- 承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じたケガによる損害
- 闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に生じたケガによる損害
- 損害が保険金を受け取るべき方の故意または極めて重大な過失によって生じた場合は、その方の受け取るべき金額
- 微傷に起因する創傷感染症(丹毒(たんどく)、淋巴腺炎(りんぱせんえん)、敗血症(はいけつしょう)、破傷風(はしょうふう)等)による損害

〈自動車事故特約をセットする場合〉
- 承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じたケガによる損害
- ご契約のお車以外の自動車で、記名被保険者、その配偶者、またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用する自動車に搭乗中に生じたケガによる損害
- ご契約のお車以外の自動車で、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さまが、自ら所有または常時使用する自動車を運転中に生じたケガによる損害
- ご契約のお車以外の次のいずれかの自動車を運転中に生じたケガによる損害
  ・自家用バス、事業用自動車
  ・記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまの使用者が所有し、被保険者が使用者の業務のために運転中の自動車
- ご契約のお車以外の自動車に競技・曲技・試験のために搭乗中、または、競技・曲技・試験を行うことを目的とする場所において搭乗中に生じたケガによる損害

お支払いする保険金は保険金額を限度とします。保険金額の設定方法はP27をご覧ください。
補償については、運転者家族限定特約や運転者年令条件特約などの特約によって限定される場合があります。

chapter 2 おケガの補償②

もしも、事故によってケガをしてしまったら
GK クルマの保険・一般用ではこのように補償します。

基本 | 標準 | 充実

無保険車傷害保険

無保険車等との事故で死亡した場合、
または後遺障害が生じた場合で、
相手の方から十分な賠償が得られないときに、
相手の方が負担すべき損害賠償額を補償します。

~~基本~~ | 標準 | 充実

搭乗者傷害（入通院／部位・症状別）特約

ご契約のお車に搭乗中の事故によるケガで入院または通院した場合に、ケガをした部位と症状（例 部位：足首／症状：骨折）に応じて保険金をお支払いします。
治療中でも、スピーディに保険金を受け取れますので、当座の費用にご利用いただけます。

さらに

~~基本~~ | ~~標準~~ | 充実

搭乗者傷害（入通院／部位・症状別）倍額払特約

搭乗者傷害（入通院／部位・症状別）特約の保険金を2倍にしてお支払いします。

~~基本~~ | ~~標準~~ | 充実

差額ベッド費用特約

事故によるケガで入院し、
他の人と同じ部屋から個室に移った場合などに、
差額ベッド費用を補償します。

人身傷害保険をセットしない場合または傷害危険限定（自損傷害・無保険車傷害）特約をセットした場合、ご契約のお車に搭乗中の事故により死亡したときまたは後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いする特約もご用意しています。
→搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約　詳しくはP19をご覧ください。

対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険のいずれか1つは必ずセットいただきますが、無保険車傷害保険、搭乗者傷害（入通院／部位・症状別）特約、搭乗者傷害（入通院／部位・症状別）倍額払特約および差額ベッド費用特約は条件に従って任意にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

無保険車傷害保険

無保険車傷害保険金

人身傷害保険とあわせてセットいただきます。

無保険車等との事故により死亡した場合または後遺障害が生じた場合に、損害(注)について被保険者1名につきそれぞれ2億円を限度に無保険車傷害保険金をお支払いします。ただし、無保険車傷害保険金および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額が人身傷害保険金の額を上回る場合等に限ります。
また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

- **損害防止軽減費用**
- **権利保全行使費用**

(注)損害とは相手の方が負担すべき損害賠償額をいいます。

搭乗者傷害(入通院／部位・症状別)特約

医療保険金

すべてのご契約にセットできます。

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合に、次の額を医療保険金としてお支払いします。

- **入院または通院の合計日数が5日未満の場合:5日未満入通院保険金として一律1万円**
- **入院または通院の合計日数が5日以上の場合:部位・症状別入通院保険金としてケガの部位・症状に応じた金額(注)**

(注)医療保険金支払額基準はP27をご覧ください。

ケガの治療のために入院または通院した日数に対して、医療保険金をお支払いする特約もご用意しています。
→搭乗者傷害(入通院／日数)特約　詳しくはP19をご覧ください。

搭乗者傷害(入通院／部位・症状別)倍額払特約

医療保険金

搭乗者傷害(入通院／部位・症状別)特約付契約にセットできます。
ご契約のお車がバスの場合はセットできません。

医療保険金を「搭乗者傷害(入通院／部位・症状別)特約」でお支払いする額の2倍にしてお支払いします。

差額ベッド費用特約

差額ベッド費用

人身傷害保険付契約にセットできます。
傷害危険限定(自損傷害・無保険車傷害)特約と同時にセットできません。

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金をお支払いする事故により入院し、被保険者のご希望により個室等を使用した場合に、実際に負担した差額ベッド費用(注)について、被保険者1名につきそれぞれ入院1日目から最大90日間、1日あたり15,000円を限度にお支払いします。

(注)健康保険の給付対象とならない特定病室(個室等)の入院費用から、普通病室の入院費用(人身傷害保険でお支払いします)を差し引いた額をいいます。

被保険者

無保険車傷害保険

次のいずれかに該当する方(注)をいいます。

- 記名被保険者
- 記名被保険者の配偶者
- 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま
- 上記以外でご契約のお車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の方

(注)極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

搭乗者傷害(入通院／部位・症状別)特約

ご契約のお車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の方(注)をいいます。

(注)極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

搭乗者傷害(入通院／部位・症状別)倍額払特約

搭乗者傷害(入通院／部位・症状別)特約と同じです。

差額ベッド費用特約

人身傷害保険と同じです。

保険金をお支払いしない主な場合

無保険車傷害保険

- 戦争・外国の武力行使・暴動、地震・噴火またはこれらによる津波、台風・こう水・高潮、核燃料物質等によって生じた損害
- 被保険者の故意または極めて重大な過失によってその本人に生じたケガによる損害
- 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたケガによる損害
- 承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じたケガによる損害
- 闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に生じたケガによる損害
- 損害が保険金を受け取るべき方の故意または極めて重大な過失によって生じた場合は、その方の受け取るべき金額
- 微傷に起因する創傷感染症(丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等)による損害
- 次のいずれかに該当する方が賠償義務者である場合
  ・被保険者の父母、配偶者またはお子さま　・被保険者の使用者(被保険者が使用者の業務に従事している場合に限ります)　・被保険者の使用者の業務に無保険自動車を使用している同僚(被保険者が使用者の業務に従事している場合に限ります)
- 被保険者の父母、配偶者またはお子さまの運転する無保険自動車によってケガをした場合、ご契約のお車に適用される対人賠償保険によって補償が受けられる場合
- ご契約のお車以外の自動車に競技・曲技・試験のために搭乗中、または、競技・曲技・試験を行うことを目的とする場所において搭乗中にその本人に生じたケガによる損害

搭乗者傷害(入通院／部位・症状別)特約

- 被保険者の故意または極めて重大な過失によってその本人に生じたケガ
- 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたケガ
- 承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じたケガ
- 闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に生じたケガ
- ケガが保険金を受け取るべき方の故意または極めて重大な過失によって生じた場合は、その方の受け取るべき金額
- 微傷に起因する創傷感染症(丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等)
- 戦争・外国の武力行使・暴動、地震・噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じたケガ

搭乗者傷害(入通院／部位・症状別)倍額払特約

搭乗者傷害(入通院／部位・症状別)特約と同じです。

差額ベッド費用特約

人身傷害保険と同じです。

お支払いする保険金は保険金額を限度とします。保険金額の設定方法はP27をご覧ください。
補償については、運転者家族限定特約や運転者年令条件特約などの特約によって限定される場合があります。

chapter 3 お車の補償

**もしも、事故によって自分の車が壊れてしまったら
GK クルマの保険・一般用ではこのように補償します。**

車両保険

事故でご契約のお車が壊れてしまった場合に、
修理費はもちろん、工場までのレッカー代などを補償します。

基本 標準 充実

ご契約タイプをお選びいただきます。

○:お支払いします　×:お支払いしません

事故例 / ご契約タイプ	車対車の衝突・接触	火災・爆発	盗難(注1)	台風・こう水・高潮	落書・いたずら	物の飛来・落下	自転車との衝突・接触	電柱・ガードレールに衝突	あて逃げ	墜落・転覆
一般車両	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車両危険限定特約をセットする場合	○(注2)	○	○	○	○	○	×	×	×	×

(注1) ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、盗難によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。
(注2) 相手自動車が特定できる場合に限ります。ただし、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車との衝突・接触事故に対してはお支払いしません。

全損時諸費用特約

事故で全損になった
場合に、必要な諸費用を
補償します。

~~基本~~ 標準 充実

さらに

全損時諸費用倍額払特約

全損時諸費用特約の
保険金を2倍にして
お支払いします。

~~基本~~ ~~標準~~ 充実

車両保険無過失事故特約

一方的に追突された場合など、お客さまに過失がないときに、
継続契約の等級に影響することなく、車両保険金を受け取れます。

~~基本~~ ~~標準~~ 充実

**対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険のいずれか1つは必ずセットいただきますが、
全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額払特約および車両保険無過失事故特約は条件に従って任意にセットできます。**

保険金をお支払いする主な場合

車両保険

車両保険金

衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害額（修理費等）から免責金額を差し引いた額（注1）について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。
また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

- **損害防止軽減費用**
- **権利保全行使費用**
- **運搬費用（注2）**
- **盗難引取費用（注2）**
- **共同海損分担費用**

（注1）全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。
（注2）運搬費用、盗難引取費用は、それぞれ保険金額の10%または15万円のいずれか高い額を限度とします。
※ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって生じた損害に対しては、車両保険金をお支払いしません。

ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車およびA種工作車以外の場合にセットできます。

〈車両危険限定特約をセットする場合〉
車両保険の補償の対象となる事故の範囲を限定し、相手自動車（注）との衝突・接触事故および火災・爆発・盗難・いたずら等のお車の走行に起因しない事故に限り、車両保険金をお支払いします。ただし、衝突・接触事故については、相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合に限りお支払いします。
（注）相手自動車には、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車は含みません。

全損時諸費用特約

全損時諸費用保険金

車両保険付契約にセットできます。

全損として車両保険金をお支払いする場合に、保険金額の10%（20万円限度）を全損時諸費用保険金としてお支払いします。なお、新車特約をセットしており、お車を買い替えたことにより新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いする場合は、新車保険金額の10%（20万円限度）をお支払いします。

新車特約についてはP17をご覧ください。

全損時諸費用倍額払特約

全損時諸費用保険金

全損時諸費用特約付契約にセットできます。

全損時諸費用保険金を「全損時諸費用特約」でお支払いする額の2倍にしてお支払いします。

車両保険無過失事故特約

車両保険付契約にセットできます。

ご契約のお車と相手自動車（注1）との衝突・接触事故でご契約のお車を使用・管理している方に過失がない場合は、継続契約の等級決定において事故件数に数えない事故として、車両保険金をお支払いします（注2）（注3）。ただし、相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合に限ります。
（注1）相手自動車には、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車は含みません。
（注2）車両保険において、事故件数によって免責金額が定められている場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。
（注3）車両保険金とあわせて支払われる全損時諸費用特約、車内手荷物等損害特約等の保険金についても、事故件数に数えない事故としてお支払いします。

被保険者

車両保険
ご契約のお車を所有する方をいいます。
※自動車検査証等の所有者欄をご確認のうえ、ご契約のお車の所有権を有する方のお名前をご確認ください。

全損時諸費用特約
車両保険と同じです。

全損時諸費用倍額払特約
車両保険と同じです。

保険金をお支払いしない主な場合

車両保険
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意によって生じた損害
- 戦争・外国の武力行使・暴動、地震・噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害
- 国・公共団体の公権力の行使、詐欺・横領によって生じた損害
- 欠陥・摩滅・腐しょく・さびその他自然消耗、故障損害
- 取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品・タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害
- 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害

全損時諸費用特約
車両保険と同じです。

全損時諸費用倍額払特約
車両保険と同じです。

お支払いする保険金は保険金額を限度とします。保険金額の設定方法はP27をご覧ください。
補償については、運転者家族限定特約や運転者年令条件特約などの特約によって限定される場合があります。

chapter 4 MYオプション

カーライフにあわせて補償をお選びください。
お客さまにぴったりの自動車保険を作れます。

事故の相手の方との交渉がうまくいかないときのために

一方的に追突されたのに、**相手が交渉に応じてくれない!**弁護士に相談だ。

自動車事故弁護士費用特約 →P16

日常生活の事故でも、**弁護士に相談したい**ことが起こるかも…。

弁護士費用特約 →P16

お車が動かなくなったときのために

毎日車を使うので、事故で**修理中でも代わりの車が必要**になる。

代車費用特約 →P17

旅行先で**車が動かなくなった!**
自宅まで長距離を運ばなきゃ。

運搬・搬送・引取費用特約 →P17

お気に入りのお車のために

新車を買ったばかり!もし事故で大破しても、もういちど**新車に買い替えたい!**

新車特約 →P17

長年乗っている愛着のある車。
だから**修理して大切に乗り続けたい。**

車両超過修理費用特約 →P17

日々の暮らしとカーライフに安心をプラス

自転車で人にぶつかっても、車と同じように相手に**大ケガをさせてしまう**ことがあるんだ。

日常生活賠償特約 →P18

追突されたら、トランクに積んでいるレジャー用品も**壊れるよね?**

車内手荷物等損害特約 →P18

事故で入院したら**家事**はどうなるのかしら?

ホームヘルパー費用特約 →P18

車だけでなく、**原動機付自転車**にも乗ります。

ファミリーバイク特約 →P18

対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険のいずれか1つは必ずセットいただきますが、このページに掲載の特約は条件に従って任意にセットできます。

事故の相手の方との交渉がうまくいかないときのために

自動車事故弁護士費用特約

弁護士費用特約と同時にセットできません。

自動車に乗っていて事故にあったときに、弁護士に相談する費用などを補償します。

保険金をお支払いする主な場合

自動車被害事故(注1)によりケガをしたり、財物に損害を受け、損害賠償請求費用や法律相談費用(注2)を負担した場合に、次の保険金をお支払いします。

損害賠償請求費用保険金

相手の方への損害賠償請求を行う場合に、実際に負担した損害賠償請求費用(注3)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に損害賠償請求費用保険金をお支払いします。

法律相談費用保険金

弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

(注1)ご契約のお車の運行事故(ご契約のお車が衝突した等)、ご契約のお車以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。
(注2)損害賠償請求費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限ります。
(注3)弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいいます。

※記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車に搭乗していない従業員等は被保険者に含まれません。

保険金をお支払いしない主な場合

■戦争・外国の武力行使・暴動、地震・噴火またはこれらによる津波、台風・こう水・高潮、核燃料物質等によって生じた損害
■被保険者の故意によってその本人に生じた損害
■無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じた損害
■承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
■闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に生じた損害
■ご契約のお車以外の次のいずれかの自動車を運転中に生じた損害
・自家用バス、事業用自動車
・記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまの使用者が所有し、被保険者が使用者の業務のために運転中の自動車
■ご契約のお車以外の自動車に競技・曲技・試験のために搭乗中、または、競技・曲技・試験を行うことを目的とする場所において搭乗中に生じた損害
■業務に使用される財物(ご契約のお車を除きます)、業務に関連して受託した財物、車室内・トランク内に収容されていない財物、キャリアに固定されていない財物に生じた損害
■親族等所有自動車(注)に搭乗中に生じた損害、親族等所有自動車(注)に搭乗していない場合に車室内・トランク内に収容またはキャリアに固定されている財物に生じた損害
■麻薬等の影響を受けているおそれがある状態で生じた損害、瑕疵(かし)・自然の消耗・さび・腐しょく等によって生じた損害
■違法に所有・占有する財物に生じた損害、労働災害によって生じた損害、初年度契約の始期日より前に被保険者が発生を予見していた損害
■次のいずれかに該当する方が賠償義務者である場合
・記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま、ご契約のお車の所有者
・被保険者の父母、配偶者またはお子さま
■保険金請求が行われる保険会社に対する損害賠償請求・法律相談、社会通念上不当な損害賠償請求・法律相談

(注)ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用する自動車をいいます。

弁護士費用特約

記名被保険者が個人の場合にセットできます。自動車事故弁護士費用特約と同時にセットできません。

自動車に乗っているときの事故だけでなく、日常生活で事故にあったときも、弁護士に相談する費用などを補償します。

保険金をお支払いする主な場合

日常生活の事故によりケガをしたり、財物に損害を受け、損害賠償請求費用や法律相談費用(注1)を負担した場合に、次の保険金をお支払いします。(注2)

損害賠償請求費用保険金

相手の方へ損害賠償請求を行う場合に、実際に負担した損害賠償請求費用(注3)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に損害賠償請求費用保険金をお支払いします。

法律相談費用保険金

弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

(注1)損害賠償請求費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限ります。
(注2)ご契約のお車以外で「記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するお車」にも弁護士費用特約をセットした場合は、補償の重複が生じますので、補償内容をご確認ください。(例えば、お車を2台所有し、ご夫婦で運転される場合、いずれか1台にセットすることで、ご夫婦ともに補償の対象となります。)
(注3)弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

■戦争・外国の武力行使・暴動、地震・噴火またはこれらによる津波、台風・こう水・高潮、核燃料物質等によって生じた損害
■国・公共団体の公権力の行使、被保険者に対する刑の執行によって生じた損害
■被保険者の故意によってその本人に生じた損害
■無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じた損害
■承諾を得ないで自動車または交通乗用具に搭乗中に生じた損害
■闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に生じた損害
■ご契約のお車以外の次のいずれかの自動車を運転中に生じた損害
・自家用バス、事業用自動車
・記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまの使用者が所有し、被保険者が使用者の業務のために運転中の自動車
■ご契約のお車以外の自動車に競技・曲技・試験のために搭乗中、または、競技・曲技・試験を行うことを目的とする場所において搭乗中に生じた損害
■業務に使用される財物(ご契約のお車を除きます)、業務に関連して受託した財物、車室内・トランク内に収容されていない財物、キャリアに固定されていない財物に生じた損害
■麻薬等の影響を受けているおそれがある状態で生じた損害、液体・気体の排出によって生じた損害、瑕疵(かし)・自然の消耗・さび・腐しょく等によって生じた損害
■違法に所有・占有する財物に生じた損害、労働災害によって生じた損害、医療過誤によって生じた損害、石綿・外因性内分泌かく乱化学物質・電磁波障害・騒音・悪臭によって生じた損害、初年度契約の始期日より前に被保険者が発生を予見していた損害
■次のいずれかに該当する方が賠償義務者である場合
・記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま、ご契約のお車の所有者
・被保険者の父母、配偶者またはお子さま
■保険金請求を行う保険会社に対する損害賠償請求・法律相談、社会通念上不当な損害賠償請求・法律相談

お車が動かなくなったときのために

代車費用特約

ご契約のお車が営業用自動車以外の車両保険付契約にセットできます。

事故でお車を修理している間のレンタカー代を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

代車費用保険金

ご契約の車両保険で車両保険金のお支払対象となる事故によりご契約のお車が使用できなくなった場合に、レンタカー等を借りるために実際に負担した費用について、最大30日間、1日あたり保険金日額を限度に代車費用保険金をお支払いします。ただし、レンタカー等を借りる期間には、事故日の翌日から90日後の日以後の期間を含みません。

保険金をお支払いしない主な場合

■車両保険と同じです。

運搬・搬送・引取費用特約

すべてのご契約にセットできます。

レッカーけん引費用や修理工場からご自宅までの引取費用などを補償します。

※ご契約のお車が自家用8車種の場合、P21「おクルマQQ隊」のサービスをあらかじめご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合

運搬・搬送・引取費用保険金

衝突、接触等の事故や故障(注1)によりご契約のお車が自力走行できなくなった場合に、事故・故障現場から修理工場へ運搬したり、修理後に引き取るために実際に負担した費用について、次の額を限度に運搬・搬送・引取費用保険金をお支払いします。(注2)

〈**車両保険をセットする場合**〉
車両保険金額の10%または15万円のいずれか高い額

〈**車両保険をセットしない場合**〉
15万円

(注1) 自宅駐車場またはご契約のお車を通常保管する場所で生じた故障を除きます。

(注2) ご契約のお車の用途車種が自家用8車種以外の場合は、故障によって生じた損害については保険金をお支払いしません。

保険金をお支払いしない主な場合

■ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意によって生じた損害
■戦争・外国の武力行使・暴動、地震・噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害
■国・公共団体の公権力の行使、詐欺・横領によって生じた損害
■欠陥・摩滅・腐しょく・さびその他自然消耗
■故障損害(ご契約のお車の用途車種が自家用8車種の場合を除きます)
■取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品・タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害
■無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害
■キーの閉じ込み・紛失、バッテリーの過放電、燃料切れ、法令により禁止されている改造に起因する故障、取扱説明書と異なる使用に起因する故障によって生じた損害
■運搬費用について車両保険金をお支払いする損害に対しては、運搬・搬送・引取費用保険金を重ねてお支払いしません。

お気に入りのお車のために

新車特約

ご契約のお車が自家用8車種の場合で、始期日が初度登録(検査)から25か月以内で、満期日が37か月以内の車両保険付契約にセットできます。

新車が大破したとき、また新車に買い替えられます。

保険金をお支払いする主な場合

車両保険金

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に大きな損害(注1)が生じ、お車の買替または修理をした場合に、次の損害額について新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。(注2)

〈**お車を買い替えた場合**〉
買い替えたお車の「車両本体価格＋付属品の価格＋消費税」

〈**お車を修理した場合**〉
修理費

(注1) 大きな損害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。
・お車を修理できない場合
・修理費が車両保険金額以上となる場合
・損害額(修理費等)が新車保険金額の50%以上となる場合。ただし、お車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。

(注2) 次の場合は、車両保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。
・事故日の翌日から90日以内にお車の買替および修理をしない場合
・ご契約のお車が盗難された場合

保険金をお支払いしない主な場合

■車両保険と同じです。

車両超過修理費用特約

ご契約のお車が自家用8車種で、始期日が初度登録(検査)から25か月超の車両保険付契約にセットできます。

長年乗っているお車の修理費が高額になったときも大丈夫。

保険金をお支払いする主な場合

車両保険金

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に損害が生じ、修理費が保険金額を上回る場合に、その差額について、30万円を限度に車両保険金をお支払いします。ただし、事故日の翌日から6か月以内にご契約のお車を修理した場合に限ります。

保険金をお支払いしない主な場合

■車両保険と同じです。

日々のくらしとカーライフに安心をプラス

日常生活賠償特約

ご契約のお車が自家用8車種で、記名被保険者が個人の場合にセットできます。

自転車で他人にぶつかりケガをさせてしまった場合など、日常生活で相手に与えた損害を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

日常生活賠償保険金

日常生活の事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、日常生活賠償保険金をお支払いします。保険金額は「無制限」です。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

●損害防止軽減費用 ●権利保全行使費用 ●緊急措置費用 ●示談交渉費用 ●争訟費用

保険金をお支払いしない主な場合

■ご契約者、被保険者の故意によって生じた損害
■戦争・外国の武力行使・暴動、地震・噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害
■業務遂行に直接起因する損害賠償責任、専ら業務に使用される動産・不動産の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害
■被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任、被保険者の業務に従事中の従業員がケガをしたことに起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害
■第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うことによって生じた損害
■被保険者が所有・使用または管理する財物の破損による損害賠償責任を負うことによって生じた損害
■被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任、被保険者による暴行・殴打に起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害
■航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害

車内手荷物等損害特約

ご契約のお車が自家用8車種の車両保険付契約にセットできます。

お車に積んだカメラやゴルフセットなどの荷物が、衝突事故などで壊れたときに補償します。

保険金をお支払いする主な場合

車内手荷物等損害保険金

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車の車室内やトランク等に収容された個人所有の動産（注1）に損害が生じた場合に、損害額（修理費等）について、保険金額を限度に車内手荷物等損害保険金をお支払いします。（注2）
また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

●損害防止軽減費用 ●権利保全行使費用 ●盗難引取費用 ●共同海損分担費用

（注1）カメラ、ゴルフバッグ等、日常生活の用に供する動産に限ります。
また、現金、貴金属等は個人所有の動産に含みません。
（注2）保険金のご請求は記名被保険者を経由して行っていただきます。

保険金をお支払いしない主な場合

■ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意によって生じた損害
■戦争・外国の武力行使・暴動、地震・噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害
■国・公共団体の公権力の行使
■キャリアに固定されている個人所有の動産の盗難
■紛失、詐欺・横領によって生じた損害
■欠陥・摩滅・腐しょく・さびその他自然消耗、故障損害

ホームヘルパー費用特約

人身傷害保険付契約にセットできます。
傷害危険限定（自損傷害・無保険車傷害）特約と同時にセットできません。

家事をされる方が事故で入院したとき、ホームヘルパーを雇う費用を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

ホームヘルパー費用保険金

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故により、家事に従事する方が入院したためにホームヘルパーを雇う場合に、実際に負担した費用について、1日につき15,000円、1回の事故につき100万円を限度にホームヘルパー費用保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

■人身傷害保険と同じです。

ファミリーバイク特約

ご契約のお車が自家用8車種または自家用二輪自動車で、
記名被保険者が個人の対人・対物賠償保険付契約にセットできます。

ご家族が乗る原動機付自転車を、お車とほぼ同様に補償します。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、原動機付自転車（注）を運転中等の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および無保険車傷害保険のうちご契約にセットされている補償種類の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた原動機付自転車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。
（注）臨時に借りた原動機付自転車を含みます。

保険金をお支払いしない主な場合

■原動機付自転車に競技・曲技・試験のために搭乗中、または、競技・曲技・試験を行うことを目的とする場所において搭乗中に生じた損害
■被保険者が所有・使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務のために従業員が運転中に生じた損害
■被保険者の使用者の所有する原動機付自転車を、使用者の業務のために被保険者が運転中に生じた損害
■原動機付自転車の修理、保管、売買、運転代行等、原動機付自転車を取り扱う業務のために所有・使用または管理する原動機付自転車について生じた損害
■承諾を得ないで原動機付自転車を運転中に生じた損害

chapter 5-1 その他の特約

おケガの補償の特約

傷害危険限定（自損傷害・無保険車傷害）特約

自動車事故特約をセットしない人身傷害保険付契約にセットできます。

人身傷害保険の補償の対象となる事故の範囲を限定します。

保険金をお支払いする主な場合

人身傷害保険の補償の対象となる事故の範囲を限定し、ご契約のお車を運転中に電柱に衝突し運転者がケガをした場合など、自賠責保険等または政府の保障事業からお支払いを受けられない事故によりケガをした場合に限り、人身傷害保険金をお支払いします（保険金額は3,000万円とします）。あわせて、無保険車等との事故により死亡した場合または後遺障害が生じた場合に、無保険車傷害保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

■人身傷害保険および無保険車傷害保険と同じです。

搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約

人身傷害保険をセットされていない契約、または傷害危険限定（自損傷害・無保険車傷害）特約付契約にセットできます。

事故で死亡した場合または後遺障害が生じた場合に補償します。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約のお車に搭乗中の事故により死亡した場合または後遺障害が生じた場合に、次の保険金をお支払いします。

死亡保険金

事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、保険金額の全額を死亡保険金としてお支払いします。(注)

後遺障害保険金

事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて保険金額の4%～100%を後遺障害保険金としてお支払いします。

（注）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引きます。

保険金をお支払いしない主な場合

■搭乗者傷害（入通院／部位・症状別）特約と同じです。

搭乗者傷害（入通院／日数）特約

搭乗者傷害（入通院／部位・症状別）特約と同時にセットできません。

事故でケガをして入院や通院をした場合に治療日数に応じて補償します。

保険金をお支払いする主な場合

医療保険金

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをした場合に、ケガの治療の目的をもって入院または通院した日数(注)に対して、入院日数1日につき入院保険金日額、通院日数1日につき90日を限度に通院保険金日額を医療保険金としてお支払いします。

（注）事故日からその日を含めて180日後の日の翌日以後の日数を含みません。

保険金をお支払いしない主な場合

■搭乗者傷害（入通院／部位・症状別）特約と同じです。

3台以上お車をお持ちなら、まとめてご契約いただくと、おトクで、便利です。

ノンフリート全車両一括特約

3台以上のすべてのお車を1保険証券で一括してご契約する契約方式です。
1台ごとのご契約に比べ、保険料が割安になり、ご契約手続きも簡素化されます。

メリット

1. ノンフリート多数割引が適用されます。詳しくはP23をご覧ください。
2. ご契約内容の変更は、ご通知をいただくだけでその日から補償します。追加保険料は、翌月の一定日にまとめてお支払いいただきます。(注)
3. ご契約内容の変更に伴う追加・返還保険料は、すべて日割で計算します。
4. 割増保険料なしで12回分割払をご利用いただけます。

（注）一部お取扱いできない場合がありますので、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

お車を借りたときに

他車運転特約

ご契約のお車が自家用8車種で、記名被保険者が個人の場合に必ずセットされます。

友人・知人などから借りたお車で事故を起こしたときも補償します。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、友人・知人等から臨時に借りたお車(注1)を運転中(注2)の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、無保険車傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償種類の保険金をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。(注3)(注4)

(注1) 自家用8車種の場合に限ります。また、「記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するお車」を除きます。

(注2) 駐車中または停車中を除きます。

(注3) 車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。

(注4) この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。

※運転者本人・配偶者限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故は補償しません。また、運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者の年令条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。

保険金をお支払いしない主な場合

- ■被保険者の使用者の業務のために、使用者が所有する自動車を運転中に生じた損害
- ■被保険者が役員となっている法人の所有する自動車を運転中に生じた損害
- ■自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転中に生じた損害
- ■承諾を得ないで自動車を運転中に生じた損害
- ■自動車を競技・曲技・試験のために運転中、または、競技・曲技・試験を行うことを目的とする場所において運転中に生じた損害

臨時代替自動車特約

必ずセットされます。

修理中に借りたお車で事故を起こしたときも補償します。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、記名被保険者が臨時に借りたお車(注1)を使用中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、無保険車傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償種類の保険金をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。(注2)(注3)

(注1) ①～③の方が所有するお車を除きます。
①記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま
②記名被保険者の役員
③記名被保険者の使用人

(注2) 車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。

(注3) この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を使用中の事故の場合と同様です。

※運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故は補償しません。また、運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者の年令条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。

保険金をお支払いしない主な場合

―――

他車運転(二輪・原付)特約

ご契約のお車が自家用二輪自動車または原動機付自転車で、記名被保険者が個人の対人・対物賠償保険付契約にセットできます。

友人から借りたバイクで事故を起こしたときも補償します。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、友人・知人等から臨時に借りた二輪自動車または原動機付自転車(注1)を運転中(注2)の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および無保険車傷害保険のうちご契約にセットされている補償種類の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた二輪自動車または原動機付自転車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。(注3)

(注1) 「記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用される二輪自動車または原動機付自転車」を除きます。

(注2) 駐車中または停車中を除きます。

(注3) この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級決定における事故件数のカウントは、ご契約の二輪自動車または原動機付自転車を運転中の事故の場合と同様です。

※運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者の年令条件を満たさない方が運転中の事故については補償しません。

保険金をお支払いしない主な場合

- ■被保険者の使用者の業務のために、使用者が所有する自動車を運転中に生じた損害
- ■被保険者が役員となっている法人の所有する自動車を運転中に生じた損害
- ■自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転中に生じた損害
- ■承諾を得ないで自動車を運転中に生じた損害
- ■自動車を競技・曲技・試験のために運転中、または、競技・曲技・試験を行うことを目的とする場所において運転中に生じた損害

chapter 5-2 もどリッチ

等級が2等級以上である場合にご契約いただけます。

もどリッチ 満期精算型払戻金特約付長期契約

安全運転でトクをします！保険料がもどります！

事故件数に応じて満期払戻金がもどりますので、お客さまの安全運転が「おトク」につながります。
3年または2年のご契約なので、毎年、継続の手続きをする手間もはぶけます。

例えば 3年間保険料を払い込むと…

ご契約例（10等級の場合） ［払込保険料］ 毎月14,640円×36回

3年後

もどる 保険期間中の事故件数が2件以内の場合、満期払戻金がもどってきます！（注1）

3年間無事故の場合、最大約40%（注2）もどります！

［満期払戻金］
無事故の場合 212,190円
事故1件の場合 …… 132,530円
事故2件の場合 …… 83,500円
事故3件以上の場合 …… 0円

おトク 3年間無事故なら、実質ご負担される保険料は安くなります！（注3）

1年契約を継続した場合
3年間総払込保険料（注4） 334,800円
「もどリッチ」の場合
実質保険料（注5） 314,850円

3年間無事故なら 19,950円（約5%）おトク！（注3）

ご注意
- 保険期間中に事故を起こされた場合は、もどリッチの実質保険料（注5）は、同じ契約条件の1年契約を継続した場合と比べて高くなることがあります。
- 同一保険年度内に2回以上事故を起こされた場合は、継続契約における等級が、1年契約を継続された場合の等級と比べて低くなり、保険料が高くなることがあります。

ご契約例の契約条件

GK クルマの保険・一般用、保険期間：3年、月払（36分割35回払）、記名被保険者：個人、自家用普通乗用車、型式別料率クラス：車両4・対人5・対物5・傷害5、10等級、新車割引：3年間適用、30才以上補償、対人賠償保険：無制限、対物賠償保険：無制限、対物賠償保険免責金額：なし、対物超過修理費用特約：あり、人身傷害保険：5,000万円<自動車事故特約をセット>、無保険車傷害保険：あり、搭乗者傷害（入通院／部位・症状別）特約：あり、搭乗者傷害（入通院／部位・症状別）倍額払特約：あり、差額ベッド費用特約：あり、車両保険：あり<一般車両、車両保険金額：1年目100万円、2年目80万円、3年目65万円、車両保険免責金額：0-10万円>、全損時諸費用特約：あり、全損時諸費用倍額払特約：あり、車両保険無過失事故特約：あり

（注1）保険期間が満了し、保険料全額の払込みが完了している場合は、満期日の前々月の応当日までに発生した事故の件数に応じて、満期払戻金がもどります。なお、事故件数が3件以上の場合、満期払戻金はお支払いしません。また、保険期間が2年で、ご契約時の等級が2等級または3等級のご契約では、事故件数が2件以上の場合、満期払戻金はお支払いしません。
（注2）3年間無事故の場合の、ご契約例における総払込保険料に対する払戻率です。無事故の場合の払戻率はご契約毎に異なり、等級、保険期間およびご契約条件により、約10%から約40%となります。
（注3）もどリッチの実質保険料と当社1年契約を無事故で3年間継続した場合の保険料総額との比較です。2年契約の場合は、約4%おトクとなります。
（注4）当社1年契約を無事故で3年間継続した場合の保険料総額です。ご契約後の保険料改定等は考慮していません。
（注5）もどリッチの3年間総払込保険料から満期払戻金を差し引いた額です。

chapter 6 おクルマQQ隊

ご契約のお車が自家用8車種の場合にセットされます。
サービスの対象となる方 …ご契約のお車に搭乗中の方
サービスの対象となるお車 …ご契約のお車（借用車などご契約のお車以外のお車は対象とはなりません）

事故や故障などのトラブルで困ったときは、充実したサービスがお役に立ちます

おクルマQQ隊専用ダイヤルまで、まずはお電話を!!
専門スタッフが24時間365日体制で対応します。 おクルマ QQ隊 0120-096-991（無料）

おクルマQQ隊 一般用 （ロードサービス）

レッカーQQサービス

事故または故障により自力走行不能（注1）となった場合に、事故または故障現場（注2）から修理工場まで、最長30kmレッカーけん引します。（注3）（注4）

【お客さまがJAF会員の場合】
お客さまがJAF会員の場合は、現場から最寄りの修理工場まで、距離にかかわらずレッカーけん引します。ただし、お客さまが修理工場を指定される場合は、最長30kmのレッカーけん引とします。（注5）

故障・トラブルQQサービス

故障またはトラブルにより自力走行不能（注1）となった場合に、現場で次の応急修理・軽作業を行います。
- バッテリー上がり時のジャンピング（注6）
- キー閉じ込み時のドアの解錠（注7）
- パンク時のスペアタイヤ交換
- バルブ・ヒューズ類の取替作業
- 上記以外で、現場で30分以内に完了する応急修理・軽作業（注8）

ハイウェイガス欠QQサービス

高速道路上でガス欠により自力走行不能（注1）となった場合に、最大10リットルのガソリンを現場までお届けします。ただし、1日につき1回のご利用に限ります。

各種情報提供サービス（注9）

快適なドライブをサポートする各種情報をご提供します。
【例】レンタカー、ガソリンスタンドなどのご紹介（注10）

〈サービスの提供を行わない主な場合〉
- サービスの利用に際して、事前に「おクルマQQ隊専用ダイヤル」へ連絡を行っていない場合
- お客さまの故意による事故または故障で自力走行不能となった場合
- 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合
- 酒気を帯びた状態でご契約のお車を運転している場合
- 通行禁止道路・季節的閉鎖道路など一般車両が通行できない道路や、凍結道路・未除雪道路・海浜・河川敷など自動車の運行が極めて困難な場所、またはサービスの提供が不適切と判断される場所でご契約のお車を使用した場合
- お客さまがサービス提供時に立会いができない場合　など

【注意事項】

（注1）物理的・機能的に走行不能である状態、または法令により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結などによってスリップする状態、および砂浜または泥道などのために走行が困難な状態を含みません。
（注2）自宅駐車場や、事故または故障現場から一時的に移動させた場所（警察やレッカー会社など）も対象となります。
（注3）夜間などで事故または故障現場から一時的に移動させる場合等を除き、現場から修理工場までのレッカーけん引とします。
（注4）30kmを超えるレッカーけん引料金、クレーン費用、現場清掃費用、車両預かりにかかる保管料などが発生する場合は、それらの費用はお客さまのご負担となります。
（注5）お客さまが、JAF会員であることを確認できない場合、またはJAF以外の事業者からサービスの提供を受ける場合は、対象とはなりません。
（注6）ケーブルをつないでエンジンをスタートさせることをいいます。
（注7）解錠が可能な一般シリンダーキーに限ります。
（注8）以下の費用はお客さまのご負担となります。
・積雪や凍結道路、砂浜や泥道などでスリップにより走行が困難な状態から脱出作業を行う際の作業費用
・落輪時などのクレーン作業料金、タイヤチェーンの着脱費用、バッテリーの充電費用、パンクの修理費用、部品代・消耗品代など
（注9）ご契約のお車に搭乗中の方に加えて、記名被保険者およびその配偶者、それらの方のお子さま、父母、兄弟姉妹、同居の親族の方をサービスの対象とします。
（注10）取次、紹介、案内などを受けた業者・施設などへの連絡費用、利用料は、お客さまのご負担となります。

●上記はロードサービスの概要をご説明したものです。詳しくは「ロードサービスご利用規約」をご参照ください。

chapter 7-1 保険料の決まり方

保険料は、次の要素から決定されます。

保険料を決定する要素 ▶ お客さま（運転者）の事故発生状況による要素（等級等）／ご契約のお車による要素（用途車種、型式、初度登録後経過年数、安全装置の有無等）／ご契約条件による要素（補償範囲、保険金額、年令条件等）

具体的には、等級別料率制度、型式別料率クラス制度、各種保険料の割引・割増制度が適用され、保険料が定まります。

1 等級別料率制度

1～20等級の区分によって保険料が割引・割増される制度が採用されています。
この制度では保険金をお支払いする事故の有無と件数により、継続契約の等級が決定されます。

(1) 初めてご契約される場合の等級

■初めてご契約される場合は、運転者の年令条件に応じて、次の等級が適用されます。

運転者の年令条件	運転者年令条件特約の対象				運転者年令条件特約の対象外
	年令を問わず補償	21才以上補償	26才以上補償	30才以上補償	
等級	6（A）	6（B）	6（C）	6（E）	6（D）
割増引率（注1）	割増30%	割増10%	割増なし	割増なし	割増なし

■**2台目**以降のお車について初めてご契約される場合（注2）で、セカンドカー割引の適用条件をすべて満たしているときは、運転者の年令条件に応じて次の等級が適用されます。

セカンドカー割引（複数所有新規）

運転者の年令条件	運転者年令条件特約の対象				運転者年令条件特約の対象外
	年令を問わず補償	21才以上補償	26才以上補償	30才以上補償	
等級	7（A）	7（B）	7（C）	7（E）	7（D）
割増引率（注1）	割増10%	割引10%	割引30%	割引30%	割引30%

＜セカンドカー割引の適用条件＞
- 1台目のご契約の等級が11等級以上であること（注3）。
- 1台目のご契約および2台目以降のご契約のお車の用途車種が、いずれも自家用8車種またはいずれも自家用二輪自動車であること。
- 2台目以降のご契約の記名被保険者が、1台目のご契約の記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族であり、かつ、個人であること。
- 2台目以降のご契約のお車の所有者が、1台目のご契約のお車の所有者または1台目のご契約の記名被保険者、その配偶者もしくはそれらの方の同居の親族であり、かつ、個人であること。

（注1）一部の補償の種類については、割増引率が適用されません。（注2）ご契約の始期日時点で1台目のご契約がある場合をいいます。
（注3）保険期間が1年を超えるご契約の場合は、取扱いが異なります。

(2) 継続してご契約される場合の等級

■ご契約の保険期間が1年の場合（注1）、**保険期間中無事故であれば、継続契約の等級が1つ上がります。**ただし、ご契約の満期日または解約日の翌日から7日以内に継続いただくことが条件となります。また、**保険金の支払対象事故が生じた場合は、継続契約の等級が事故1件につき3つ下がります**（注2）。

	割増				割引														
等 級	1（注3）	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率（%）（注4）	60	30	20	0	10	10	20	30	40	40	45	50	50	55	55	58	58	60	60	60

■ご契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内に継続契約がない場合、またはご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。ただし、ご契約の等級（ご契約の保険期間中に事故があった場合は、事故1件につき3つ下がった等級とします。）が1～5等級または6（F）等級の場合は、ご契約の満期日、解約日または解除日の翌日から13か月以内に締結される継続契約に同一の等級が適用されます。

（注1）保険期間が1年超または1年未満のご契約の場合、取扱いが異なります。（保険期間が1年超のご契約において同一の保険年度内に複数の事故があった場合等、継続契約の等級が、保険期間1年のご契約を継続する場合より低くなることがあります。）
（注2）次の場合には、継続手続きがなされた後であっても等級を修正いたします。なお、修正後の等級の割増引率が変更となる場合には、追加保険料の請求または保険料の返還をいたしますので、ご了承ください。
- 事故として件数に算入した未払事故または未請求事故が、結果的に保険金の支払対象事故ではないことが確定した場合（事故件数として数えない場合の等級に修正いたします。）
- ご契約の保険期間において発生した事故のうち、その報告がされていなかった事故について、通知および保険金請求を受けた場合（その事故をご契約の事故として取り扱い、等級を修正いたします。）
- 継続前のご契約が解除された場合

（注3）継続前のご契約に1等級が適用されており、かつ、次のいずれかに該当する場合で、継続契約に1等級が適用されるときには、「1等級連続事故契約割増」を適用します。詳しくはP23をご覧ください。
- 継続前のご契約に事故件数に数える事故が発生している場合
- 継続前のご契約に1等級連続事故契約割増が適用されている場合

（注4）一部の補償の種類については、割増引率が適用されません。

ノーカウント事故と等級すえおき事故

支払われる保険金、損害の原因となった事故によって、ノーカウント事故と等級すえおき事故があります。

ノーカウント事故	支払われる保険金が人身傷害保険金のみである場合の事故などは事故件数に数えず、継続契約の等級が1つ上がります。
等級すえおき事故	支払われる保険金が車両保険金のみである場合の事故などで、かつ、損害の原因となった事故が火災・爆発や盗難などに該当する場合の事故は、継続契約の等級がすえおき（ご契約の等級と同一）となります。

2 型式別料率クラス制度

■型式別料率クラス制度とは

自家用（普通・小型）乗用車の保険料について、ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況などに基づき決定された料率クラスを適用する仕組みです。料率クラスは、1～9クラスの9段階（注）で、補償の種類（対人賠償、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両）ごとに決定されます。

（注）数値が大きいほど保険料が高くなります。

■型式別料率クラスの見直し

直近の事故発生状況を反映し、より適正かつ公平な保険料負担とするために、毎年1回、1月1日付で「型式別料率クラスの見直し」を行います。具体的には、事故の少ない型式は1クラス低いクラスへ、事故の多い型式は1クラス高いクラスへ変更します。したがって、クラスが変更された型式のお車の継続契約では、ご契約の事故の有無にかかわらず保険料が変更となります。クラスが変更となる補償の種類や数により異なりますが、最大で約20%の保険料アップまたはダウンとなります。

3 保険料の割引・割増制度

次のような保険料の割引・割増が適用されます。

区分	割引・割増の名称	割引・割増が適用される場合	対象となる補償の種類と割増引率					
			対人賠償保険	対物賠償保険	人身傷害保険	無保険車傷害保険	車両保険	その他（注1）
運転者の範囲	運転者本人・配偶者限定割引	運転者本人・配偶者限定特約をセットする場合	平均 8%（注2）					△
	運転者家族限定割引	運転者家族限定特約をセットする場合	平均 3%（注2）					△
安全運転	長期優良割引	ご契約のお車の用途車種が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、二輪自動車または原動機付自転車で、過去1年以上20等級が適用されており、かつ、過去1年間に事故件数に数える事故（注3）が発生していない場合	5%					△
	（3%プラス割引）	上記の条件を満たす場合であって、かつ、当社で過去2年以上連続して長期優良割引が適用されているとき	8%					△
	1等級連続事故契約割増	継続前のご契約に1等級が適用されており、かつ、次のいずれかに該当する場合で、ご契約に1等級が適用されるとき ・継続前のご契約に事故件数に数える事故が発生している場合 ・継続前のご契約に1等級連続事故契約割増が適用されている場合	+20%					△
お車の経過年数	新車割引	ご契約のお車の用途車種が自家用（普通・小型）乗用車で、ご契約の始期日が初度登録から25か月以内である場合	11%（注4）			—	7%	△
お車の装備・装置等	福祉車両割引	ご契約のお車が所定基準を満たす福祉車両（補助装置が装備された福祉目的車両）の場合	3%					
	イモビライザー割引	ご契約のお車の用途車種が次に記載するもの以外で、イモビライザー（注5）が装備されている場合 ・二輪自動車　・原動機付自転車　・農耕作業用自動車	—				平均5%（注6）	—
	ABS割引	ご契約のお車の用途車種が自家用（普通・小型）乗用車以外で、ABSが装備されている場合	5%（注4）			—		△
	エアバッグ割引	ご契約のお車の用途車種が次に記載するもの以外で、エアバッグが装備されている場合 ・自家用（普通・小型）乗用車　・バス　・二輪自動車 ・原動機付自転車	—		10%（注4）	—		△
お車の所有台数	セカンドカー割引	2台目以降のお車について初めてご契約される場合で、所定の適用条件を満たすとき →適用条件については、P22をご覧ください。	7（A）～（E）等級を適用					
	ノンフリート多数割引	1保険証券で3台以上のお車をご契約される場合	3～5台：3% 6台以上：5%					

（注1）「その他」欄に△と表示されている場合、列記された補償種類以外にも、一部の補償の種類について割引・割増が適用されます。
（注2）お車の用途車種、運転者の年令条件、補償種類等のご契約条件により割引率は異なります。なお、運転者本人・配偶者限定割引と運転者家族限定割引は重ねて適用できません。
（注3）等級プロテクト特約により等級すえおき事故として取り扱う事故を含みます。
（注4）人身傷害保険について、自動車事故特約をセットした場合には、割引率が上表に比べて小さくなります。
（注5）メーカー標準装備またはメーカーオプション装備の純正イモビライザーに限ります。
（注6）お車の用途車種、車両保険の保険金額等のご契約条件により割引率は異なります。（一般的に保険金額が小さくなるにつれて割引率が小さくなります。）

chapter 7-2 保険料の払込方法など

1 保険料の払込方法

■ご契約の保険料はキャッシュレスで払い込むことができます。（現金により払い込む方法も可能です。）

口座振替	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。 **初回保険料口座振替特約**
クレジットカード払（登録方式）（注）	クレジットカードによって払い込む方法です。 **保険料クレジットカード払（登録方式）特約**
払込票払（注）	当社所定の払込取扱票によってコンビニエンスストア・郵便局で払い込む方法です。 ペイジー（Pay-easy）を利用して払い込むこともできます。 **初回保険料払込取扱票・請求書払特約**

（注）ご契約の保険料を一括して払い込む場合に限り、ご利用できます。保険料の額によってはご利用いただけない場合があります。

■保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を一括して払い込む方法と、次のいずれかにより分割して払い込む方法があります。

一般分割	12回に分割して払い込む方法です（注1）。保険料割増（注2）が適用されます。 **保険料一般分割払特約**
大口分割	保険料の額に応じて保険料を2回から12回に分割して払い込む方法です（注3）。 保険料割増は適用されません。 **保険料大口分割払特約**
もどリッチ	月払または年払で払い込む方法です。月払は、5%の保険料割増が適用されます。 第2回目以降分割保険料の払込方法は口座振替に限ります。 もどリッチの内容については、P21をご覧ください。 **満期精算型払戻金特約**

（注1）分割保険料の払込方法は直接集金または口座振替です。
（注2）第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替の場合は5%、直接集金の場合は10%です。
（注3）ノンフリート全車両一括特約をセットした場合は、保険料の額にかかわらず12回までの回数で分割して払い込むことができます。

■その他の保険料払込方法として、ご契約者の勤務する企業等を通じて保険料を集金する団体扱や集団扱もあります。ただし、団体扱および集団扱による保険料の払込みにあたっては、ご契約者、記名被保険者およびご契約のお車に関する一定の条件を満たす必要があります。

2 満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。ただし、もどリッチ（満期精算型払戻金特約付長期契約）をご契約いただいた場合は、保険期間が満了し保険料全額の払込みが完了しているとき、満期日の前々月の応当日までに発生した事故の件数（注）に応じて、満期払戻金をお支払いします。

（注）事故件数が3件以上（保険期間が2年で2等級または3等級のご契約では2件以上）の場合、満期払戻金はありません。

3 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。
ただし、ご契約条件によっては、解約日までの期間に応じて払い込まれるべき保険料について、追加請求が生じる場合があります。

chapter 8 ご契約時の確認事項

ご契約に際してお客さまにご確認いただいたり、お決めいただく、代表的な事項は次のとおりです。

1 お車を運転する方について

(1) 住所・氏名をご確認ください

保険申込書に、ご契約者の住所と氏名が正しく記載されていない場合や不十分な記載の場合、保険証券のお届けができない等の原因になります。特に番地、部屋番号等にご注意ください。

(2) 記名被保険者をお決めください

記名被保険者は、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、無保険車傷害保険の被保険者の範囲などを決めるための重要な事項です。また、ご契約の等級を継承できる方の範囲にもかかわります。ご契約のお車を主に使用される方(注1)1名を選んでください(注2)。

(注1)「主に使用される方」とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。
(注2)主に法人で使用されるお車の場合は、使用される法人を記名被保険者としてください。

(3) 運転される方をご確認ください

「ご夫婦だけ」または「ご家族だけ」が運転する場合や、お車を運転する方の年令が決まっている場合には、運転者を限定したり、運転者の年令条件を設定することにより保険料に差が生じます。

●運転者の限定

お車を運転する方を限定する特約をセットすることができます。
※ご契約のお車の用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、記名被保険者が個人の場合にお選びいただけます。

運転者本人・配偶者限定特約 **運転者家族限定特約**

運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約をセットした場合、お車を運転中の事故については、運転者が下表の○の方である場合に限り保険金をお支払いします。また、運転者を限定することにより保険料が割引となります。

運転者 ＼ 特約	運転者本人・配偶者限定特約	運転者家族限定特約
記名被保険者	○	○
記名被保険者の配偶者	○	○
記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	×	○
記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま	×	○
上記以外の方	×	×
	運転者本人・配偶者限定割引 平均8%割引	運転者家族限定割引 平均3%割引

●運転者の年令条件

お車を運転する方の年令条件を設定することができます。
※ご契約のお車の用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、二輪自動車、原動機付自転車の場合に、設定いただけます。ご契約のお車の用途車種が原動機付自転車の場合は「年令を問わず補償」「21才以上補償」のいずれかをお選びください。

年令を問わず補償 **21才以上補償** **26才以上補償** **30才以上補償**

運転者年令条件特約をセットし、運転者の年令条件を設定した場合、お車を運転中の事故については、運転者の年令条件を満たす場合に限り保険金をお支払いします。また、運転者の年令条件を設定することにより保険料に差が生じます。

記名被保険者	**運転者の年令条件**が適用される方	補償の範囲
個人	記名被保険者 記名被保険者の配偶者 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 上記の方が営む事業に従事中の従業員	左記の方が、お車を運転中の事故については、運転者の年令条件を満たす場合に限り保険金をお支払いします。 左記以外の方が、お車を運転中の事故については、運転者の年令条件に関わらず保険金をお支払いします。
法人	すべての方	お車を運転中の事故については、運転者の年令条件を満たす場合に限り保険金をお支払いします。

●運転者の限定と運転者の年令条件は、次のチャートを参考にお決めください。(注)

まず、お車を運転する方をすべてチェック☑し、最も右の☑の方から⬇を進んでください。

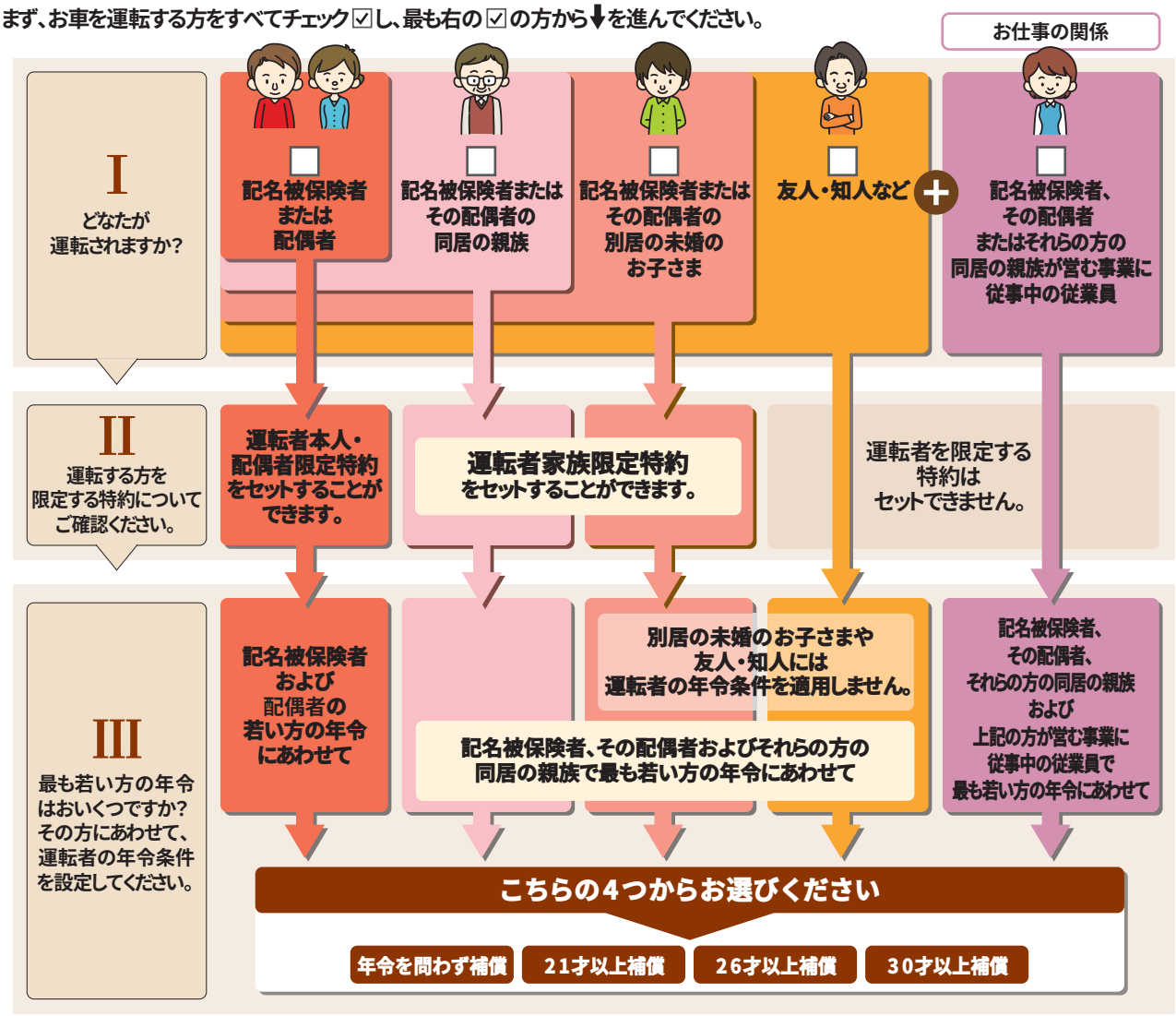

(注)ご契約のお車の用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、記名被保険者が個人の場合です。

2 お車について

(1)ご契約のお車をご確認ください

ご契約のお車の登録番号、用途車種、車名などをご確認ください。

(2)お車の装備・装置等をご確認ください

ご契約のお車の装備・装置等をご確認ください。
所定の装備・装置等がある場合は保険料が割引となります。詳しくはP23をご覧ください。

福祉車両 | イモビライザー | ABS | エアバッグ

3 補償内容をお決めください

相手への賠償、おケガの補償、お車の補償に関し、必要とされる補償種類をご検討のうえ、お選びください。また、特約についてもあわせてお選びください。なお、補償種類に応じて、保険金額を決める必要があります。次の表をご確認いただき、保険金額をお決めください。

保険金額の設定方法

相手への賠償	対人賠償保険	保険金額は1,000万円以上1,000万円単位の金額で設定します。ただし、2億円超は「無制限」となります。
	対物賠償保険	保険金額は100万円以上(注)10万円単位で設定します。ただし、1億円超は「無制限」となります。なお、ご契約のお車の用途車種、使用方法により「無制限」でお引受けできない場合があります。 (注)二輪自動車、原動機付自転車および農耕作業用自動車は50万円以上とします。
おケガの補償	人身傷害保険	被保険者の年令、収入、家族構成等に基づき、3,000万円以上1,000万円単位の金額で設定します(下表を参考としてください)。ただし、2億円超は「無制限」となります。 **〈年令別男子有職者の平均的な損害額の事例〉**
	無保険車傷害保険	2億円となります。
お車の補償	車両保険	保険金額はご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車の場合、用途車種、車名、型式、仕様、初度登録(検査)年月に基づき、「自動車保険車両標準価格表」に掲載の価格帯の範囲内の金額により、5万円単位で設定します。なお、ご契約のお車がその他の用途車種の場合は、用途車種、車名、型式、仕様、初度登録(検査)年月に基づき、市場販売価格(時価)相当額により、5万円単位(注)で設定します。 (注)原動機付自転車および農耕作業用自動車は1万円単位で設定します。

年　令	被扶養者(注1)	死亡された場合	重度後遺障害の場合(注2)
25才	有	6,000万円	1億3,000万円
	無	5,000万円	1億3,000万円
35才	有	7,000万円	1億4,000万円
	無	6,000万円	1億4,000万円
45才	有	7,000万円	1億4,000万円
	無	6,000万円	1億4,000万円
55才	有	6,000万円	1億1,000万円
	無	5,000万円	1億1,000万円

(注1)被扶養者有は被扶養者を2名とした場合の例です。
(注2)重度後遺障害とは、普通保険約款〈別表Ⅰ〉後遺障害等級表「1.介護を要する後遺障害」の第1級の後遺障害が生じた場合をいいます。

※1基本プランの補償について保険金額の設定方法をご説明しています。お選びいただく特約によっては保険金額を設定するものがあります。
※2ご契約のお車の用途車種が特種用途自動車(キャンピング車以外)の場合で、対物賠償保険の保険金額が20億円を超える金額(無制限を含みます)で設定されたご契約については、他人の航空機に損害を与えたときにお支払いする対物賠償保険金の限度額は20億円となります。

搭乗者傷害(入通院／部位・症状別)特約の医療保険金支払額基準について

(単位:万円)

症状＼部位	頭部	顔部(眼・歯牙を除く)	面部(眼)	面部(歯牙)	頸部	胸部または腹部	背部・腰部または臀部	上肢(手指を除く)	上肢(手指)	下肢(足指を除く)	下肢(足指)
打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、筋の損傷もしくは断裂(注)または腱の損傷もしくは断裂(注) (注)断裂:完全に切断されないものをいいます。	5	5	—	—	5	5	5	5	5	5	5
挫創または挫滅創	15	10	—	—	10	15	15	10	10	10	10
筋または腱の断裂(注) (注)断裂:完全に切断されるものをいいます。	—	—	—	—	—	65	65	35	25	35	20
骨折または脱臼	65	30	—	—	80	30	60	30	15	50	20
欠損または切断	—	20	—	10	—	—	—	60	25	75	30
頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫	90	—	30	—	—	—	—	—	—	—	—
神経(注)の損傷または断裂 (注)神経:脊髄を除きます。	90	40	60	—	40	—	40	40	30	40	20
脊髄の損傷または断裂	—	—	—	—	120	—	120	—	—	—	—
臓器の損傷もしくは破裂(注)または眼球の損傷もしくは破裂 (注)臓器の損傷もしくは破裂:手術を伴うものをいいます。	—	—	60	—	—	90	—	—	—	—	—
臓器の損傷もしくは破裂(注) (注)臓器の損傷もしくは破裂:手術を伴わないものをいいます。	—	—	—	—	—	55	—	—	—	—	—
熱傷	10	10	—	—	5	10	10	5	5	5	5
その他	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

※1 胸部または腹部には、胸骨、ろく骨、鎖骨およびけんこう骨を含みます。
※2 同一事故により被った傷害の部位および症状が、複数の項目に該当する場合、それぞれの項目により支払われる金額のうち、最も高い金額をお支払いします。
※3 各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する症状に該当したものとみなします。
※4 搭乗者傷害(入通院／部位・症状別)倍額払特約では、上表の金額を2倍にしてお支払いします。

4 保険期間をお決めください

保険期間は1年間です。また、1年超の長期契約や1年未満の短期契約も可能です。

5 保険料払込方法をお決めください

ご契約の保険料はキャッシュレスで払い込むことができます。また、分割して払い込む方法もご用意しています。詳しくはP24をご覧ください。

ご契約の期間中にご連絡いただくこと

万一の事故のとき

事故が発生したときに対応いただきたいこと

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置をしてください。

■人身事故の場合は、人身事故である旨を正しく警察に届け出てください。取扱代理店または当社へご連絡いただく際は、次の事項をご通知ください。

①事故の日時・場所・状況、届出警察・担当官
②相手の方の住所・氏名・連絡先、相手のお車の登録番号
③目撃者がいる場合は、その方の住所・氏名・連絡先
④損害賠償請求を受けた場合は、その内容　等

■事故現場で示談・口約束はしないでください。次のような場合は、事前に当社へご相談ください。

●事故にあったお車を修理される場合	修理に着手される前に、必ず当社の同意を得てください。当社が同意する前に修理に着手された場合や、補修可能な場合に部品交換による修理をされたときは、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。
●相手の方と示談される場合	相手の方から損害賠償の請求を受けた場合には、示談の前に必ず当社の同意を得てください。当社が同意する前にご契約者または被保険者ご自身で示談をされた場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。
●損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合	必ず当社にご通知のうえご相談ください。

保険金のご請求からお受取りいただくまで

当社に事故のご連絡をいただいた後に、保険金をお受取りいただくための手続き（保険金請求手続）が必要となります。保険金をお受取りいただくまでのおおまかな流れは次のとおりです。万一の事故の際は、当社よりあらためてご説明いたしますので、詳しくは当社までお問い合わせください。

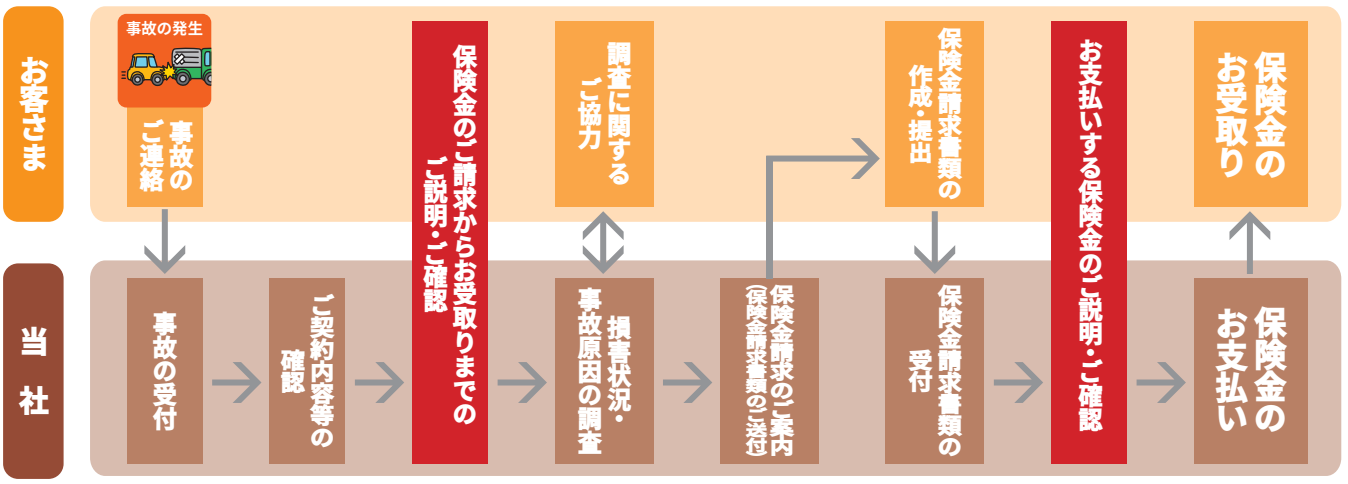

めんどうな示談交渉は三井住友海上におまかせ　[示談交渉サービス]

対人・対物事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、当社は被保険者のために示談交渉をお引き受けします。この場合、当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたることがあります。また、対物事故の場合は、（社）日本損害保険協会に登録されている物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示に従って事故対応にあたることがあります。

[ご注意ください]

次の場合には、当社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- **対人事故の場合において、被保険者が負担する損害賠償責任の額が対人保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合、またはご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合**
- **対物事故の場合において、被保険者が負担する損害賠償責任の額が対物保険金額を明らかに超える場合または免責金額を明らかに下回る場合**
- **相手の方が当社との交渉に同意されない場合**
- **相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合**

※「運転者年令条件違反時の削減払特約」（P30）により保険金が削減して支払われる場合は示談交渉を行いません。

用語のご説明

	用語	説明
約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象（者）等	ご契約者	ご契約の当事者で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方をいいます。
	ご契約のお車	ご契約いただく保険契約により補償の対象となるお車で、保険証券に記載された自動車（被保険自動車）をいいます。
	記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券に記載された被保険者をいいます。
	被保険者	ご契約いただいた保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	ご契約のお車の所有者	ご契約のお車を所有する方をいいます。ただし、ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約（ローン販売）により売買されている場合はその買主、ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約（リース契約）により貸借されている場合はその借主をいいます。
	ご契約のお車を所有する方	車両保険により補償を受けられる方（車両保険の被保険者）をいいます。通常、自動車検査証の所有者欄に記載されている方をいいます。
保険金	保険金	事故により損害または傷害が生じた場合にお支払いすべき金銭であって、普通保険約款およびセットされた特約により支払われるべき保険金をいいます。
保険金額等	保険金額	保険金をお支払いすべき事故が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の限度額（支払限度額）をいいます。
	免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって差し引く金額であって、保険証券に記載された免責金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担額となります。
保険料	保険料	保険契約の内容に応じて、ご契約者に払い込んでいただく金銭をいいます。
	初回保険料	保険料を一括して払い込みいただく場合は、保険契約に定められた総保険料をいい、保険料を分割して払い込みいただく場合は、第1回目に払い込みいただくべき分割保険料をいいます。
	分割保険料	保険料を分割して払い込みいただく場合の、1回分の保険料をいいます。
補償期間	保険期間	普通保険約款および特約による補償の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券に記載された期間をいいます。
	始期日	保険期間の開始日をいいます。
	解約日	保険期間の中途で保険契約が解約された日をいいます。
	満期日	保険期間の終了日をいいます。
傷害・後遺障害	傷害（ケガ）	事故により生じたおケガをいいます。有毒ガスや有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収、摂取した場合に急激に生じる中毒症状を含みますが、細菌性食中毒、ウィルス性食中毒、日射・熱射・精神的衝動による障害、医学的他覚所見のないものを含みません。
	後遺障害	事故により身体の一部を失い、または、身体機能に重大な障害を残した状態であって、普通保険約款に所定の後遺障害に該当するものをいいます。ただし、医学的他覚所見のないものを除きます。

	用語	説明
損害額等	時価額	損害を被った自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の損害が生じた場所および時における市場販売価格相当額をいいます。
	修理費	ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認められるときは、補修による修理費とします。
	全損	お車を修理できない場合、または修理費が保険金額以上となる場合をいいます。
	第三者との約定により加重された損害賠償責任	「無過失の場合でも賠償する旨を定める」「あらかじめ法律上の負担額を超える損害賠償額を定める」など、被保険者が第三者との間で損害賠償責任に関する約束を法律上の損害賠償責任を超えて交わすことによって加重された損害賠償責任をいいます。
	逸失利益	事故がなければ得られたはずの将来の利益をいいます。
保険契約等	自賠責保険等	自賠責保険および自賠責共済をいいます。
	他の保険契約	ご契約いただく保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約をいいます。
その他	自動車	原動機付自転車を含みます。
	原動機付自転車	二輪（側車付のものを含みます。）の場合は原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下のものをいい、その他のものの場合は原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。
	配偶者	婚姻の届出を行った配偶者に限らず、内縁関係の配偶者も含みます。
	親族	6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいいます。
	未婚のお子さま	婚姻歴のある方を含みません。
	自動車取扱業の方	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている方をいいます。
	用途車種	用途（自家用・営業用の区別をいいます。）および車種（普通乗用車・小型乗用車・普通貨物車・小型ダンプカー・バス等の自動車の種類の区別をいいます。）をいいます。なお、用途車種の区分は原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づいて当社が定める区分表によるものとします。
	自家用8車種	用途車種が、自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下）、自家用（小型・軽四輪）貨物車、および特種用途自動車（キャンピング車）に該当する自動車をいいます。

費用のご説明

お支払いする費用については、P08～20の「保険金をお支払いする主な場合」をご覧ください。

費用	説明
損害防止軽減費用	損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
緊急措置費用	損害の防止または軽減のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合に、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出された費用
落下物取片づけ費用	事故によりご契約のお車に積載していた動産が落下した場合に、当社の同意を得て落下物を取り片づけるために負担された費用
示談交渉費用	対人事故または対物事故（注）に関して、当社の同意を得て行われた折衝または示談の費用、および当社が示談交渉サービスを行う際に当社に協力するために要した費用 （注）日常生活賠償特約では「日常生活事故」とします。

費用	説明
争訟費用	損害賠償に関する争訟について、当社の書面による同意を得た訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要した費用、その他権利の保全・行使に必要な手続きをするために要した費用
運搬費用	ご契約のお車が自力で移動することができない場合に、損害発生地から最寄りの修理工場まで運搬するために要した費用、またはこれらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用
盗難引取費用	盗難にあったご契約のお車（注）を引き取るために必要であった費用のうち、運搬費用以外の費用 （注）車内手荷物等損害特約では「保険の対象」とします。
共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対するご契約のお車（注）の分担額 （注）車内手荷物等損害特約では「保険の対象」とします。

ご契約の期間中にご連絡いただくこと

ご契約内容が変更になったとき

次のような場合には、ただちに取扱代理店または当社にご通知ください。

ご通知や追加保険料の払込みがないまま事故が発生した場合、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

①用途車種等の変更	ご契約のお車の用途車種または登録番号（車両番号）を変更するとき
②競技等への使用	ご契約のお車を競技、曲技（競技、曲技のための練習を含みます）もしくは試験のために使用するとき、またはこれらを行うことを目的とする場所において使用するとき
③危険物の積載等	ご契約のお車に危険物を積載するとき、または危険物を積載した被けん引自動車をけん引するとき
④その他危険の著しい増加	その他、保険証券または保険申込書の記載事項に重要な変更を生じさせるような事実が発生し、かつ、危険が著しく増加するとき
⑤他の保険契約のご契約	ご契約のお車に他の保険契約（共済契約を含みます）をご契約するとき
⑥お車の譲渡	ご契約のお車を譲渡するとき
⑦お車の入替	お車の買替え等により、ご契約のお車を入替するとき
⑧運転者の年令条件の変更	運転者の年令条件を変更するとき
⑨保管場所の変更	ご契約のお車の保管場所を変更するとき
⑩車両価額の増加・減少	ご契約のお車の改造、高額な付属品（カーナビゲーション等）の装着または取りはずし等により、ご契約のお車の車両価額が著しく増加または減少するとき

→ **取扱代理店または当社にご通知ください**

変更手続きを忘れたときはサポートします。

万一、変更手続きを忘れた場合でも、次のいずれかに該当する変更事項であれば、手続を一定期間猶予するなどのサポート制度をご用意しています。

■ご契約のお車の入替手続忘れ

→ **被保険自動車の入替自動補償特約**

新たに自動車を取得し、廃車、譲渡等されたご契約のお車と入替をする場合は、新たに自動車を取得した日の翌日から30日以内に入替の手続きを行うことにより、取得日から入替の承認までの期間は新たに取得した自動車をご契約のお車と同様に補償します。(注)

（注）車両保険金をお支払いする場合は、新たに取得したお車の時価額を限度にお支払いします。

※すべてのご契約に自動的にセットされます。

■運転者の年令条件の変更手続忘れ

→ **運転免許取得者「賠償」自動補償特約**

運転者の年令条件の変更を失念した場合で、次の①～②に該当するときは、免許取得日から年令条件変更の承認までの間は、年令条件を満たさない「記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族」がご契約のお車を運転中の事故については、年令条件を適用せずに、対人賠償保険金および対物賠償保険金(注)をお支払いします。

①「記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族」が初めて運転免許を取得したとき

②免許取得日の翌日から30日以内に年令条件の変更手続を行ったとき

（注）対物超過修理費用特約をセットした場合は対物超過修理費用保険金を含みます。

※対人賠償保険または対物賠償保険および運転者年令条件特約をセットしたご契約で、記名被保険者が個人のご契約に自動的にセットされます。

運転者年令条件違反時の削減払特約

運転者の年令条件を満たさない方がお車を運転している間に生じた事故については、保険期間中1回に限り年令条件を適用せずに、対人賠償保険金および対物賠償保険金(注1)をお支払いします(注2)。 ただし、保険金はこの特約に定める割合で削減してお支払いし、示談交渉サービスは行いません。

（注1）対物超過修理費用特約をセットした場合は対物超過修理費用保険金を含みます。

（注2）記名被保険者が年令条件を満たしている場合に限ります。

※対人賠償保険または対物賠償保険および運転者年令条件特約をセットしたご契約に自動的にセットされます。

■運転者本人・配偶者限定特約の変更手続忘れ

■運転者家族限定特約の変更手続忘れ

→ **運転者本人・配偶者限定特約／運転者家族限定特約**

運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約をセットしたご契約について、保険期間中に、配偶者との離婚やお子さまのご結婚等により、配偶者やご家族が補償の対象外となった場合でも、満期日までは補償される運転者と同様に補償します。(注)

（注）公的資料等により始期日またはこれらの特約をセットした日でこれらの特約の補償の対象であったことが確認でき、所定の追加保険料を払い込んでいただく場合に限ります。

ご契約を解約するとき

保険契約を解約される場合には、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

ご契約の中断制度

保険期間の中途でご契約のお車を廃車された等の理由によりご契約を一時的に中断した場合は、中断証明書の発行をお申出いただくことにより、ご契約の中断制度をご利用いただけます。中断後の新たなご契約において一定の条件を満たす場合は、中断前の等級および事故件数に応じた所定の等級とすることができます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。なお、中断日（ご契約の満期日または解約日）の翌日から13か月以内に、中断証明書の発行について取扱代理店または当社へのお申出がない場合には、この制度をご利用できませんのでご注意ください。

ご契約が満期を迎えるときのご案内

満期を迎えるときは、当社からご契約者に満期のご案内をお送りします。

※ご契約内容によって満期のご案内や手続きの方法などが異なります。

お客さまにお届けする満期のご案内では、商品内容や
おすすめプラン、重要な事項などをわかりやすくご説明します。

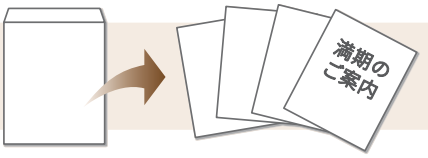

万一、継続手続きを失念してしまった場合のセーフティネットをご用意します。

長期のお出かけなどで継続手続きを失念した場合でも補償を継続するセーフティネットをご用意します。

継続手続特約

- 口座振替などのキャッシュレスでご契約いただく場合、満期時における継続手続きの失念により補償がなくなることを防ぐために、継続手続特約がセットされます。
  ※ご契約内容などによってセットされない場合があります。お客さまのご契約へのセット有無については、保険申込書（「保険期間」の右欄や「注意メッセージ」欄、または「※その他」欄）、保険証券（「その他の補償・特約」欄）でご確認ください。
- 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨のご連絡（注1）を行わず、かつお客さまから継続する・しないについて申出がない場合（お客さまと連絡が取れない場合など）は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の口座振替等も行います（注2）。
  （注1）過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合などは、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。
  （注2）所定の期日までに保険料が払い込まれなかった場合は、自動的に継続されません。
- 当社での継続を希望されない場合は、あらかじめ取扱代理店または当社にご連絡ください。

継続手続忘れサポート特約

保険期間が1年以上の場合に必ずセットされます。

ご契約の満期時に継続手続きを失念した場合で、この特約に定める条件を満たすときは、ご契約の満期日の翌日から30日以内に継続手続きを行うことにより、継続前のご契約内容に準じた条件で継続したものとして補償します。
なお、継続手続特約に従って継続されたご契約には適用されません。

お客さま Web サービス

ご契約内容の確認・住所変更は、パソコンや携帯電話からも行っていただくことができます。 ※下の画面はイメージです。実際の画面とは異なります。

**パソコンで、保険証券の記載内容を
ご確認いただくことができます。
ご契約内容の変更も
ご連絡いただくことができます。**

**携帯電話のサイトで、
契約内容の概要を
ご確認いただくことができます。
住所変更も行っていただくことが
できます。**

（社）日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」は

保険会社との間で問題を解決できない場合には（社）日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

0120-107-808（無料）
【受付時間】 平日 9:00～18:00

※携帯電話・PHSからは
03-3255-1360（有料）
をご利用ください。

●〈共同保険の場合について〉複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金の支払いその他の業務もしくは事務を行います。（なお、共同保険の場合は、引受保険会社および各社の引受割合は決定次第ご案内します。）
●引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。（平成18年4月改正）
●ご契約に関する個人情報は、当社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページをご覧ください。
●取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
●このパンフレットは、GKクルマの保険・一般用〈一般自動車総合保険〉の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約等をご覧ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
●ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

● ご相談・お申込先

MSIG 三井住友海上火災保険株式会社

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2

お客さまデスク 0120-632-277（無料）
受付時間 平日9:15~20:00 土日・祝日 9:15~17:00（年末・年始は休業させていただきます）
ホームページアドレス http://www.ms-ins.com

A0602-1 200,000 2008.06 A3D13 A （改） 62